

2 調査結果、分析等

(1) 渉外戸籍事務の制度

戸籍事務については、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）、戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）及び戸籍事務取扱準則²に基づいて処理されており、市区町村長が管掌し、第一号法定受託事務とされている。戸籍事務のうち、戸籍事件本人の一部若しくは全部が外国人（日本国籍を有しない者）であるもの又は身分行為の行われた場所等が外国であるもの等である場合、その事務を「渉外戸籍事務」といい、渉外戸籍事務も日本人に係る戸籍事務と同様に第一号法定受託事務とされている。法務省は、戸籍事務に関して、全国統一的な処理・手続がなされるよう、市区町村に対し基準を定めることができるとされ、法務局、地方法務局及びこれらの支局（以下「法務局」という。）は、市区町村に対し、必要があると認めるときは、助言、勧告、指示等を行うことができるとされている（戸籍法第 3 条第 1 項及び第 2 項）。外国人が日本の方式で婚姻する場合には、届出人の所在地で届出をしなければならないとされているが（同法第 25 条第 2 項）、届出人の一方が日本人の場合には、その日本人の本籍地でも届出をすることができる。

なお、婚姻届には、創設的届出と報告的届出があり、創設的届出とは届出が受理されることによって一定の身分関係が形成され、又は戸籍法上の効力が発生するものをいい、報告的届出とは既に発生した事実又は法律関係についての届出を行うものをいう。

また、日本人の非本籍地の市区町村において婚姻届を受理した場合、本籍地の市区町村において戸籍の記載をする必要があるため、届書を受理した市区町村は、届書の謄本を作成し（同法第 36 条第 3 項）、本籍地の市区町村に送付しなければならない（戸籍法施行規則第 26 条）とされている。

※この項の参考資料：「令和 2 年戸籍研修教材」（東京法務局）

(2) 調査の結果（概要）

今回、48 市区町村及び 16 法務局における渉外戸籍事務の処理状況、受理照会³の処理状況等について調査した結果、次のような状況が認められた。

- ① 市区町村は、法令、通達等のほか、法務局のマニュアルや市販の参考書籍等を参照して事務を遂行しており、参照した書籍が最新のものでない場合や最新のものであっても書籍によって記載内容が異なっている場合は、同一国に係る類似事件であっても市区町村による対応が異なることがある。市区町村から受理照会等を受けた法務局が参照する情報が異なる場合や参照できる情報がない場合は、法務省に照会しない限り、当該法務局のみの判断に委ねられることから、結果的に法務局によって異なる対応となることがある。また、照会を受けた法務省が参照する書籍に参考となる情報がない場合は、駐日外国公館や外国への照会等を要し、受理までに相当の時間を要することとなる。
- ② このような事態を未然に防止するためには、従前から市区町村が要望しているように、全国統一的な審査基準並びに参考となる外国法令等のデータベース及び国別に必要な添付書類の一

² 法務局又は地方法務局が戸籍事務取扱準則を制定するための参考として、法務省民事局が「戸籍事務取扱準則制定標準」（平成 16 年 4 月 1 日付け法務省民一第 850 号民事局長通達）を策定している。

³ 第 2 の 2 (3) ②で詳しく説明するが、市区町村は、届書を受理に関して疑義が生じた場合、管轄法務局を経由して、法務大臣に指示を求める（照会する）ことができるとされている。

覧に基づき、市区町村及び法務局が事務を遂行することが考えられるが、これまで法務省は、在外公館を通じて各国の最新の情報を網羅的に把握することは困難であるとして応えていない。

③ 渉外戸籍の婚姻届の窓口である市区町村では、各国の制度や運用の変更に伴い従前と異なる書類が届出事件本人から届書と併せて提出されるなど、各国の制度や運用の変更に係る情報等、言わば外国の法制に関する新たな情報に接することとなるが、各市区町村が把握したこれらの情報について、法務局への報告に関する仕組みが定められておらず、市区町村の判断により受理照会等された場合に法務局に共有されることがあるにとどまる。また、外国の法制に関する新たな情報を市区町村から把握した法務局が法務省に報告するルールや管内の市区町村及び他の法務局に共有するルールについても、同様に定められておらず、法務局の判断に委ねられている。その結果、市区町村が把握した外国の法制に関する新たな情報が的確に報告・共有されず、複数の市区町村や法務局が同一国の制度や運用の変更に伴う確認作業に携わるといった不合理な事態を招いている。

(3) 各課題に関する検討

① 市区町村における渉外戸籍の事務処理状況

a) 制度

市区町村は、渉外的な婚姻の創設的婚姻届が提出されると、届書及び添付書類を受領し、婚姻要件を満たしているかどうかについて審査の上、受理又は不受理決定を行っている。審査の手順は、当事者の国籍により対応が異なるが、大きな流れは次のとおりである。

I. 準拠法の決定

当事者の国籍をパスポート等で確認し、どの国の法律を適用するのか決定する（法の適用に関する通則法(平成 18 年法律第 78 号。以下「通則法」という。))。

II. 婚姻要件の審査

当事者について適用される本国法に照らして、実質的婚姻要件を満たしているかどうかを審査するため、原則として、婚姻要件具備証明書を届書に添付することとされている（昭和 24 年 5 月 30 日付け民事甲第 1264 号民事局長回答）。婚姻要件具備証明書とは、本国官憲が、本国法上の実質的成立要件を具備していることを証明した書面のことであり、婚姻の審査に当たっては、当事者に適用される外国の法律の内容を調査し、確認する必要があるが、全ての国の規定内容を逐一調査・確認することは事実上困難であるため、戸籍事務においては原則として婚姻要件具備証明書で要件を審査することとしている。

III. 婚姻要件具備証明書の添付がない場合の対応

婚姻要件具備証明書が発給されない国である場合又は当事者の事情により持参できない場合は、当事者の本国法の内容（婚姻の要件）を明らかにした上で、当事者が各要件を満たしているかどうかの審査を行うが、一般的には以下の書類の添付を求めることとしている。

- ・ 出生証明書（婚姻年齢のほか、父母の氏名、本人特定のため）
- ・ 身分関係を証する書面（独身性等の確認のため）
- ・ 申述書（婚姻要件具備証明書を添付できない理由を記載）

IV. 添付書類の真正性の確認

市区町村は、提出された添付書類の真正性について、法務省からの通達・事務連絡、参考書籍、過去の届出実績等にて確認するほか、必要があれば駐日外国公館に問合せを行う。

なお、アポスティーユ⁴や領事認証等を取得している証明書については、発給した国の権限ある者が真正なものであると証明しているものと判断して差し支えないとされている。

上記 I から IV までの手順において、市区町村は、届出人に適用される法律や必要な添付書類、その記載内容を法務省からの通達・事務連絡、参考書籍や戸籍情報システム⁵等を用いて確認を行い、さらに、必要に応じて管轄法務局へ照会を行う場合もある。

なお、今回調査したところ、参考書籍に関しては、法務省から市区町村に対して、購入が必要な書籍の指定はしていないが、多くの市区町村では、以下を参考としている。また、末尾の（ ）内の数値は、今回調査した 48 市区町村のうち、業務の参考としていると回答した市区町村の数である。

- ✓ 戸籍・住民基本台帳実務家の機関誌「戸籍」（月刊誌・全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会／編・（株）テイハン発行。以下「戸籍誌」という。）（47）
- ✓ 「全訂新版 涉外戸籍のための各国法律と要件」（全 6 巻・木村三男／監修 篠崎哲夫・竹澤雅二郎・野崎昌利／編著・日本加除出版（株）発行。以下「各国法律と要件」という。）（43）
- ✓ 「レジストラブックス 140 改訂 設題解説 涉外戸籍実務の処理 II 婚姻編」（涉外戸籍実務研究会／著・日本加除出版（株）発行）（32）
- ✓ 「戸籍時報」（月刊誌・戸籍時報編集部／編・日本加除出版（株）発行）（29）

※この項の参考書籍：戸籍誌第 490 号、第 897 号、第 940 号

b) 調査結果

b-1) 相談者や届出人に速やかな対応ができない

今回調査したところ、渉外的な婚姻の届出に関する相談や、届出のあった渉外的婚姻届について必要な添付書類を市区町村が確認する際、短時間で正しい情報を確認することができないことが多く、相談者や届出人に速やかな対応ができない事例がみられた。

市区町村からは、国別に必要な情報が散在しており、法務省から添付書類一覧の提供がなされていないことが原因であるとする意見も聴かれた。

⁴ 第 2 の 2 (3) ① b-3) で詳しく説明するが、外国公文書の認証を不要とする条約（ハーグ国際私法会議条約）により、公文書の真正性を保証するために付与するものをアポスティーユという（参考書籍：戸籍誌第 940 号）。

⁵ 戸籍情報システムとは、法務省民事局が標準仕様書を示し、それに基づき各ベンダーが開発した戸籍事務を処理するシステムで、全ての市区町村が導入し戸籍事務の電算化を行っている。オプション機能として市販の参考書籍に基づいた形で、根拠法令や届書の添付書類の様式の検索等が可能となっている（当省の調査結果による。）。

〔短時間で正しい情報を確認することができなかつたため、相談者や届出人に速やかな対応ができなかつた事例〕

- ・カナダ国籍の方と日本国籍の方の婚姻について、市区町村に相談があつたが、どのような書類が必要なのか説明しきれなかつた（後日、外務省経由で市区町村に報告的婚姻届が送付されたため、日本方式での婚姻を断念したものと推測される。）。
- ・ネパール国籍の方から婚姻届の提出があつたが、婚姻要件具備証明書に代わる必要な添付書類について、書籍等に十分な情報が掲載されておらず、対応に苦慮した。
- ・離婚歴のあるフィリピン国籍の方から、婚姻届の提出があつたが、婚姻記録証明書の提出を求めたところ、以前ほかの市区町村に婚姻届を提出した際には求められなかつたと詰問された。

（注） 当省の調査結果による。

特に、涉外戸籍の取扱実績（審査の参考となる実績）が少ないことや、予算上の制約から参考書籍や検索ツールを十分に購入できない市区町村では、短時間で正しい情報を確認することができないことがあり、相談者や届出人に速やかな対応ができない実態が把握できた。

〔取扱実績が少ないことや、予算上の制約から参考書籍や検索ツールを十分に購入できないことにより短時間で正しい情報を確認することができないため、相談者や届出人に速やかな対応ができなかつた事例〕

- ・涉外婚姻の届出数が少ないため先例の蓄積や情報量も少なく、また、予算的な余裕もないことから、各国法律と要件（1巻約8,000円、全6巻）は最新版を3巻しか購入しておらず、戸籍誌の検索用CD-ROMも購入していない。その結果、涉外的婚姻届の提出を希望する方からの相談について、最新版には記載のあつた情報を探ることができず、最終的には管轄法務局へメールにて照会したが、その対応には約1か月かかつてしまった。

（注） 当省の調査結果による。

b-2) 同一国に係る事務処理が市区町村により異なる

今回調査したところ、ペルー国籍の方の婚姻に当たり、適用する法律を確定させるための住所確認の手順について、しつ皆的にIDカードの裏面に記載の住所確認を行うように指示する法務局及びその指示に従う市区町村と、届出人から反致⁶を適用したい旨の依頼があつた場合に限りIDカードの裏面に記載の住所確認を行うように指示する法務局及びその指示に従う市区町村があり、対応が異なる状況がみられた。

ペルーの婚姻関係法令では、「各配偶者が住所を有する地の法律が準拠法となる」旨の反致の規定があり、ペルー国籍の方の婚姻については、戸籍誌第804号によると、「日本に「住所」を有すると認められれば、反致が適用されるものとして、その婚姻要件について日本法を適用して差

⁶ 通則法第41条は、当事者の本国法によるべき場合に、その国の法律に従えば日本の法律によることとなるときは、日本の法律によると規定している。例えば、婚姻の実質的成立要件は、各当事者の本国法による（通則法第24条第1項）が、当事者の本国の国際私法によれば、当事者の住所地法によるべきこととされており、しかも、事件本人が日本に住所を有しているときは、日本の法律によることとなる。これを反致という（出典：各国法律と要件I巻18ページ）。

し支えない」（平成 18 年 7 月 25 日付け法務省民一第 1690 号民事局民事第一課長回答）とされているが、対応が異なる原因としては、どのような手順を踏めば住所を有すると認められるのか（しつ皆的に確認を要するのか、届出人が主張した場合に限るのか）明らかにされていないことが挙げられる。

〔同一国に係る事務処理が市区町村により異なる事例〕

- ・ A 支局管轄の B 市では、原則、ペルー法を準拠法として適用している。ペルー国籍の届出人の反致について、A 支局と B 市で協議した結果、ペルー国籍の届出人から「反致を適用してほしい」旨の依頼があった場合に限り、その対象となるか確認する取扱いになったとしている。このため、反致適用の申出がない限り ID カードの確認及び写しの提出も求めている。
- ・ C 地方法務局管轄の D 市では、ペルー国籍の届出人が所持している ID カード裏面を目視で確認し、カードに記載された住所が日本国内であるか否かにより、準拠法を判断している。

(注) 当省の調査結果による。

このほか、「第 2 の 3 渉外的婚姻の届出時に係る添付書類について」に記載のとおり、今回調査の対象とした 48 市区町村において、調査対象 12 か国の必要添付書類について調査を実施したが、同一国に係る同一添付書類について、市区町村により対応が異なる実態が判明した。

また、総務省中部管区行政評価局が受け付けた行政相談（フィリピン人との婚姻届を提出しようとしたところ、コロナ禍で来日できないにもかかわらず、パスポートの原本提出を求められた）を契機として、他の地域でも同様の問題が生じている可能性があることに鑑み、「第 4（参考）令和 3 年 11 月 12 日公表 総務省行政評価局レポートについて」に記載のとおり、今回の調査の一環として、追加調査（国籍確認にパスポートの原本しか認めていないのか写しでも認めているのか）を実施し、令和 3 年 11 月 12 日に総務省行政評価局レポートとして公表している。

b-3) 認証又はアポステイーユの要否に係る事務処理が市区町村により異なる

今回調査したところ、認証又はアポステイーユの要否に係る事務処理について、市区町村によって異なる状況がみられた。

一般的に、市区町村では、提出された証明書（届書の添付書類）の様式が過去の資料や事例、参考書籍等において同様であるかどうか、その外形の確認を行うが、同様であると確認することができれば、証明書が真正なものであると判断して差し支えないとされている。

認証に係る制度については、アポステイーユという制度があり、アポステイーユとは外国公文書の認証を不要とする条約（ハーグ国際私法会議条約）により、公文書に付与し文書が真正であることを保証するものであり、一方締約国で作成され、ほかの締約国に提出される公文書について（同条約第 1 条）、外交又は領事機関による認証を全面的に廃止し、その認証を免除しようとするもの（同条約第 2 条）である。

外国で発給された証明書については、アポステイーユの取得や領事認証が必要との法務省の基準はないため、法務省からの通知により示された様式や、保管されている証明書の様式などを確

認の上、真正な証明書であると認められる場合には、提出された証明書が真正なものとして、必要な審査を行うことになる。

アポスティーユや領事認証等を取得している証明書については、発給した国の権限ある者が、その証明書が真正なものであると証明していることになるので、可能であれば、届出人はアポスティーユ等を取得したものを提出することが望ましいと考えられるとされている。

なお、調査対象とした12か国のハーグ国際私法会議条約締約状況は、次のとおりである。

表 2 調査対象とした12か国のハーグ国際私法会議条約締約状況

締約	韓国、フィリピン、ブラジル、アメリカ、ペルー、アルゼンチン、オーストラリア
未締約	中国、ベトナム、ネパール、タイ、インドネシア

(注) 外務省ホームページ (https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000610.html) に基づき、本省が作成した。

※この項の参考書籍：戸籍誌第940号

認証の要否に係る事務処理が市区町村によって異なる原因としては、法務省が届書の添付書類への認証（ハーグ国際私法会議条約締約国はアポスティーユ）の取扱いについて明らかにしていないことが挙げられる。

〔認証又はアポスティーユの要否について市区町村により対応が異なる事例〕

- ・令和2年に日本国籍の方とネパール国籍の方の婚姻届を受理し、本籍地へ送付した。受理地では、添付書類について届出人に対し、権限のある官憲で発給された証明書であることの確認を行ったため、認証は必要ないと判断したところ、本籍地からは認証が必要ではないのかと問合せがあった。
- ・日本国籍の方とペルー国籍の方の婚姻届の相談があり、添付書類に認証を求めたところ、「他の市区町村に1回目の婚姻届を提出した際は認証を求められなかったのに、なぜ認証を求めるとか」と言われ、対応に苦慮した。
- ・ハーグ国際私法会議条約未締約国の証明書でも、認証なしで受理する市区町村がある一方、認証を求める市区町村もある。届出人に添付書類に認証を求めたところ、届出人からなぜ領事認証を求めるとかと言われ、対応に苦慮した。

(注) 本省の調査結果による。

b-4) 事務処理の改善に向けた市区町村の取組

今回調査したところ、法務省から国別の婚姻要件や必要書類一覧が提供されていないことから、一部の市区町村では、独自に国別の渉外戸籍に関するマニュアルを作成し、業務に活用している事例がみられた。

マニュアルには、国ごとに婚姻要件や必要な添付書類などが示されており、担当者が審査時に活用するほか、届出人に必要な書類一覧が分かるように配布する事例もみられるが、単独でマニュアルを作成するには負担が大きいとする市区町村もみられた。

〔法務省から国別の婚姻要件や必要な書類一覧が提供されていないことから、市区町村が独自に国別の渉外戸籍に関するマニュアルを作成し、業務に活用している事例〕

- ・ E 市では、これまでの実績を基に、市独自の渉外戸籍に関するマニュアルを作成し、特に創設的婚姻届については、21 개국又は地域について、婚姻適齢や必要な書類一覧を作成し、審査時に活用している。
- ・ F 市では、9 개국又は地域について、必要な書類一覧を作成し、届出人に添付書類を説明する際に配布し、担当職員が審査時にマニュアルとしても活用している。
- ・ G 市では、渉外戸籍の審査事務の負担を軽減するために、各種参考書籍やこれまでの実績を基に、国籍ごとに必要な添付書類を独自に整理中である。ただし、婚姻要件具備証明書の発給の有無や、必要な添付書類の種類や様式等の確認に苦慮している。

(注) 当省の調査結果による。

② 法務局における受理照会等の対応状況

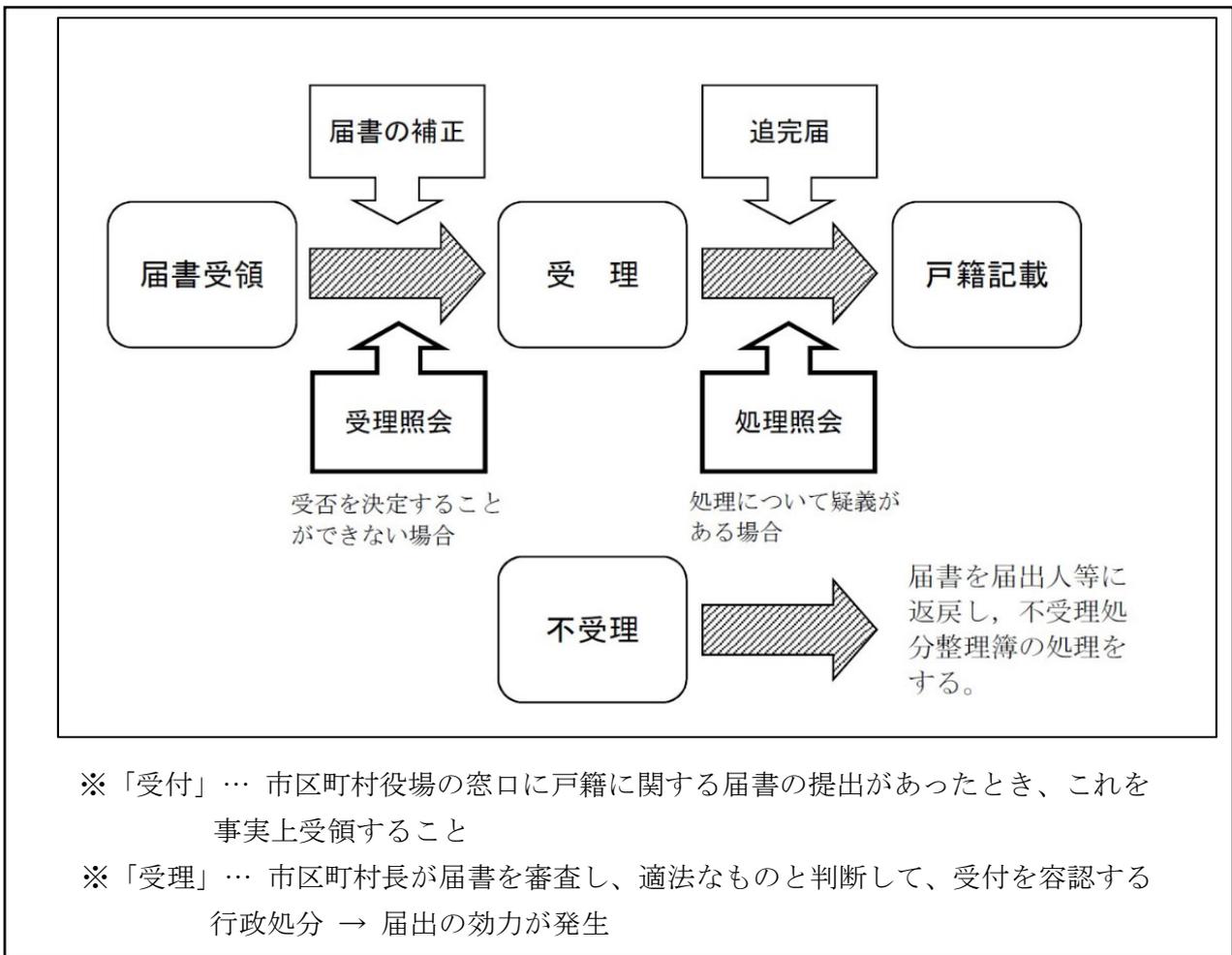
a) 制度

市区町村は、届書の受理に関して疑義が生じた場合、管轄法務局を經由して、法務大臣に指示を求める（照会する）ことができる（戸籍法施行規則第 82 条）。照会がなされた場合、法務省又は法務局は、照会に対して回答（指示）を行う。

届書受領（受付）後、受否を決定することができない場合になされる照会を「受理照会」といい、一旦、受理決定したものの、戸籍の記載ができない等処理ができない場合になされる照会を「処理照会」という。

また、これらの受理照会及び処理照会以外に、軽微な事案を中心に市区町村から管轄法務局へ電話や FAX での照会も行われている。

図 6 戸籍届出受理の流れ



(注) 「戸籍届出受理照会処理の手引き」(平成 29 年 1 月版。東京法務局民事行政部戸籍課)による。

受理照会がされた場合、法務局における処理方法については、明確な決まりはないとされているが、標準的な処理の流れは以下のとおりである。

- ① 受理照会の理由について確認する
- ② 添付資料を確認する
- ③ 市区町村担当者に連絡をする(受理照会書の記載内容が十分でない場合もあるため)
- ④ 必要な法令、先例、資料を収集する(過去例や外国法令)
- ⑤ 必要に応じて本人から聴取する
- ⑥ 起案・決裁を行う
- ⑦ 照会元市区町村に回答する

(注) 「戸籍届出受理照会処理の手引き」(平成 29 年 1 月版。東京法務局民事行政部戸籍課)に基づき、当省が作成した。

法務局は、市区町村からの受理照会の内容について、受理審査における疑義が解消しない場合には法務省に指示を求める。さらに、法務省においても、外国の法制度が不明な場合や疑義がある場合は、外務省へ調査依頼を行い、在外公館を通じて関係する外国政府に照会することになる。

一方、法務省は、各法務局に対し、市区町村からの受理照会及び処理照会についてのみ「市区町村長から管轄法務局等の長に照会される涉外戸籍に関する受理照会等の事件索引簿について」（平成30年3月29日付け法務省民事局民事第一課事務連絡）により、法務省統合情報基盤のシステムの共有フォルダ内にある「涉外戸籍に関する受理照会等の事件索引簿」（法務局名、事件の種類、主な添付書類、事件本人らの国籍、事案の概要、処理状況・結果等の欄がある様式。以下「受理照会事件簿」という。）に記載し、事務処理に活用するように依頼している。これにより、全国の法務局限りで、その概要を確認することができ、必要に応じ、関係法務局に詳細な資料を求めることができることとしている。

なお、市区町村での戸籍事務は、戸籍法第127条の規定により、行政手続法（平成5年法律第88号）第二章（審査基準の設定義務、標準処理期間の設定努力義務等）及び第三章（処分基準の設定努力義務、聴聞や弁明の機会の付与の手続等）の適用除外とされている。

b) 調査結果

b-1) 同一法務局管内での指示が異なる

今回調査したところ、同一国に係る市区町村の照会に関して、同一法務局管内での指示が異なる状況がみられた。原因として、法務局内での受理照会における判断基準等がないことや、受理照会事件簿への記載内容が乏しいことなどから情報共有が不十分であることが挙げられる。

〔同一国に係る市区町村の照会に関して、同一法務局管内での指示が異なる事例〕

- ・市区町村にネパール国籍の方から婚姻届の提出があったが、参考書籍における記述や過去の実績等の情報が乏しく、添付書類の真正性が判断できなかつたため、管轄法務支局へ受理照会を行った。その後、管轄法務支局からは、添付資料に認証なしのまま届出人に宣誓書を書かせただけで「受理すべき」と回答があった。一方、当該法務支局の上部組織である地方法務局及び管区法務局における同様の受理照会の事例では、認証を取得させた上で市区町村が受理する対応を行っていた。

(注) 当省の調査結果による。

〔受理照会事件簿への記載内容が乏しい事例〕

- ・ネパールについて、受理照会事件簿への記載内容を確認したところ、「主な添付書類」欄には全ての事件について記載がなされているが、「事案の概要」及び「処理状況・結果」については、大半が空欄となっている。

(注) 当省の調査結果による。

b-2) 受理照会の対応について長期間要している

今回調査対象とした16法務局が市区町村から受けた渉外的な婚姻届に関する受理照会のうち、平成29年4月から令和2年10月末までの間に回答した181件を調査したところ、受理照会に係る状況は以下のとおりである。

表 3 受理照会に係る状況

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・受理照会から回答までの平均日数：40.5日・うち100日以上要した事例：14件・最も日数を要した事例：528日 |
|--|

(注) 当省の調査結果による。

調査により確認された事例の中には、以下のとおり、法務局から受理照会の回答を得るまでに長期間要したことが原因で婚姻届の受理に時間を要したことから、出生した子への福祉サービスの提供が遅れた事例や、届出人本人が帰国してしまった事例がみられた。

〔処理に長期間かかり届出人に不都合が生じた事例〕

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・市区町村からの受理照会の後、管轄法務局からの受理指示に至るまで3か月以上の日数を要した。その間に届出人に子が出生したが、婚姻届が受理照会中の場合は、出生届を受領していても受理できず、その結果、住民票の作成が不可能であり、出生時点においては、子の公的保険への加入、子ども医療費助成及び乳幼児養育制度の認定がなされなかった。これらについては遡及認定されたものの、届出人への福祉サービスの提供が遅れた。・市区町村からの受理照会の後、管轄法務局は法務省に照会を行ったものの、法務省からの回答が得られないまま1年5か月が経過し、婚姻届の受理に至る前に届出人が母国へ帰国した。なお、届出人から帰国前に、市区町村経由で管轄法務局に取下書が提出されたことから、管轄法務局にて取下処理を行った。 |
|--|

(注) 当省の調査結果による。

b-3) 照会の多い事例について統一的な処理方針が示されていない

今回調査したところ、法務局では、市区町村から同様の事例について多数の受理照会を受けるものの、その都度、当該市区町村に同様の回答をするにとどまっている。その結果、更にほかの市区町村に同様の事例が生じた場合、その都度、法務局に照会せざるを得ない状況となっている。原因として、多数照会を受けている事例について、法務省から統一的な処理方針が示されていないことが挙げられる。

〔照会の多い事例について市区町村から照会の都度、法務局から同様の回答をしている事例〕

- ・H国については、今回の調査では婚姻要件具備証明書の添付が確認できなかったところ、法務局に、市区町村から婚姻要件具備証明書の添付のない場合の事務処理に関する受理照会が多数寄せられており、その都度、当該市区町村に同様の回答をしていた。

(注) 当省の調査結果による。

b-4) 事務処理の改善に向けた法務局の取組

今回調査したところ、法務省から国別の婚姻要件や必要書類一覧が提供されていないことから、一部の法務局では、事務処理に困っている現場の状況を改善するため、独自に国別の涉外戸籍に関するマニュアルを作成し、管内市区町村へ配布している取組がみられた。マニュアルには、国ごとに婚姻要件や必要な添付書類などが示されており、市区町村からは、特異なケースを除いて、適切に対応できているとの肯定的な意見が聴かれた。作成に当たっては、管轄法務局内で国別に執筆担当市区町村を決めて、分担して作成している状況もみられた。

また、法務局では市区町村職員を対象に研修を実施しているが、国別に婚姻要件や必要な添付資料を整理した資料を市区町村に配布する法務局の事例もあり、こちらについても市区町村からは肯定的な意見が聴かれた。

ただし、これらのマニュアル等は法務局間で連携したものではなく、また、共有される仕組みにもなっていない。

〔法務省から国別の婚姻要件や必要書類一覧が提供されていないことから、法務局が独自に国別の涉外戸籍に関するマニュアル等を作成し、管内市区町村へ配布している事例〕

- ・I地方法務局では、管内市区町村から照会の多い7か国及び地域について、国別の法制度や必要添付書類を一覧として整理、記載したマニュアルを作成し、管内市区町村へ配布を行っている。その結果、同法務局は、市区町村からの照会が減少したとしている。また、同マニュアルに記載されている国については特異な場合を除き、法務局へ照会することなく対応可能との回答を寄せた市区町村も存在する。
- ・J地方法務局では、管内市区町村に35か国及び地域を分担させて、国別の婚姻の実質的成立要件や必要な添付書類を一覧として整理、記載したマニュアルを作成し、同法務局が内容を確認した上で、管内市区町村へ配布を行っている。その結果、同法務局は、業務の統一化・効率化が図られたとしている。
- ・法務局主催の研修の場において、国別に婚姻要件や必要な添付資料を整理した資料を市区町村に配布する法務局の事例もあり、複数の市区町村からは、実際の審査に役に立つので活用しているという意見も聴かれた。

(注) 当省の調査結果による。

③ 市区町村、法務局及び法務省における情報の共有状況

a) 制度

法務省は、外国の法令改正・様式変更等について、外務省から情報提供があった場合には、通知等により法務局を通じて全国の市区町村に周知している。

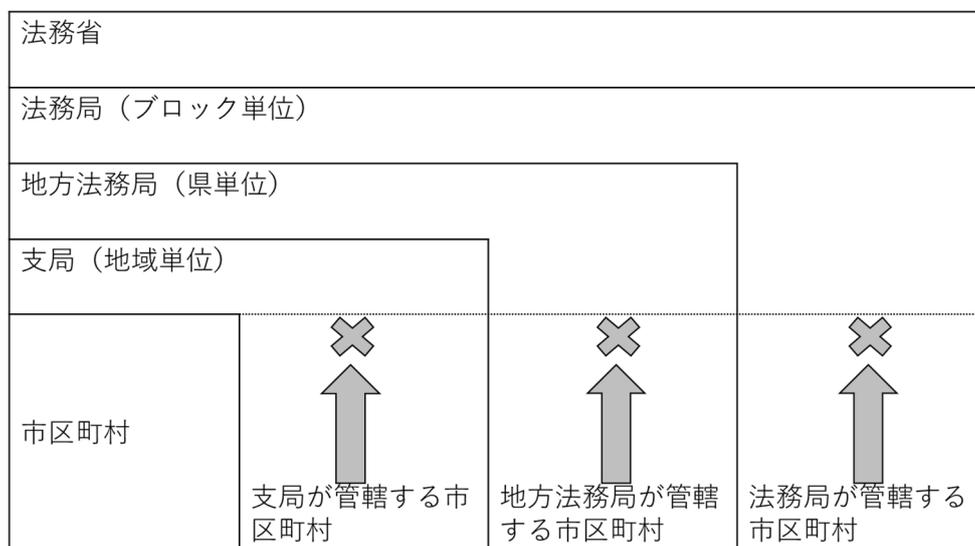
市区町村が管轄法務局へ受理照会又は処理照会した事案で、管轄法務局で受理又は処理の可否が判断できず、法務省まで照会があった事案のうち、回答先市区町村以外の市区町村に対しても周知することが適当である事案については、戸籍誌に掲載し全国の市区町村に周知しているとしている。

b) 調査結果

今回調査したところ、市区町村に渉外的婚姻届が提出されたことが端緒となり、各国の婚姻関係法令の改正や、添付書類の様式変更、発給停止などの市区町村が審査する上で必要な情報について、従前の運用が変わったこと等が判明する場合があるが、把握した市区町村や市区町村から照会を受けた法務局限りで当該情報がとどまっている状況がみられた。

原因として、市区町村から法務局へ報告する仕組みとなっていないことや、受理照会及び処理照会以外の事案について、法務局から法務省へ報告する仕組みとなっていないことが挙げられる。また、市区町村が入手した情報について、その情報共有に係る状況は以下のとおりである。

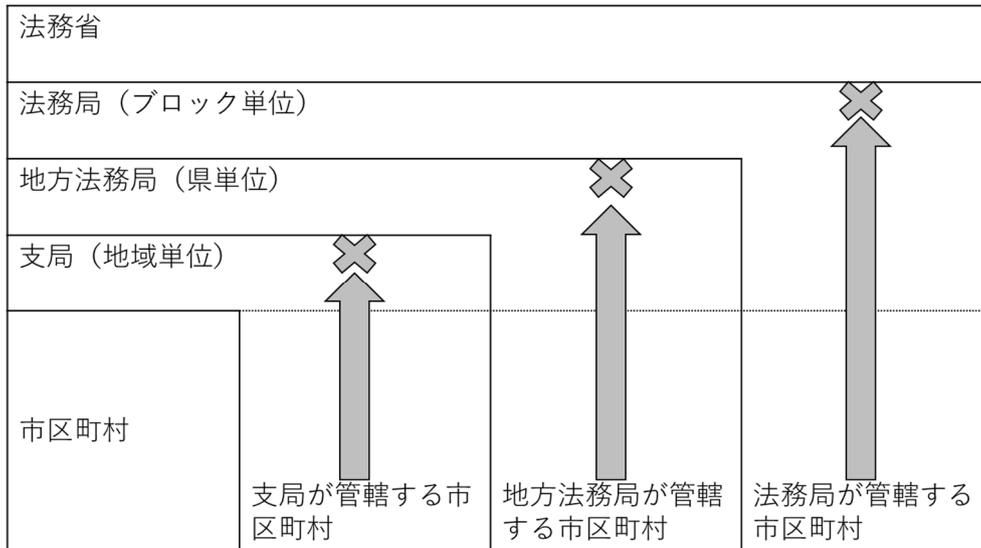
図 7 市区町村が審査途中で入手した情報



（注） 今回の調査結果に基づき、当省が作成した。

→入手した情報が市区町村限りでとどまっている。

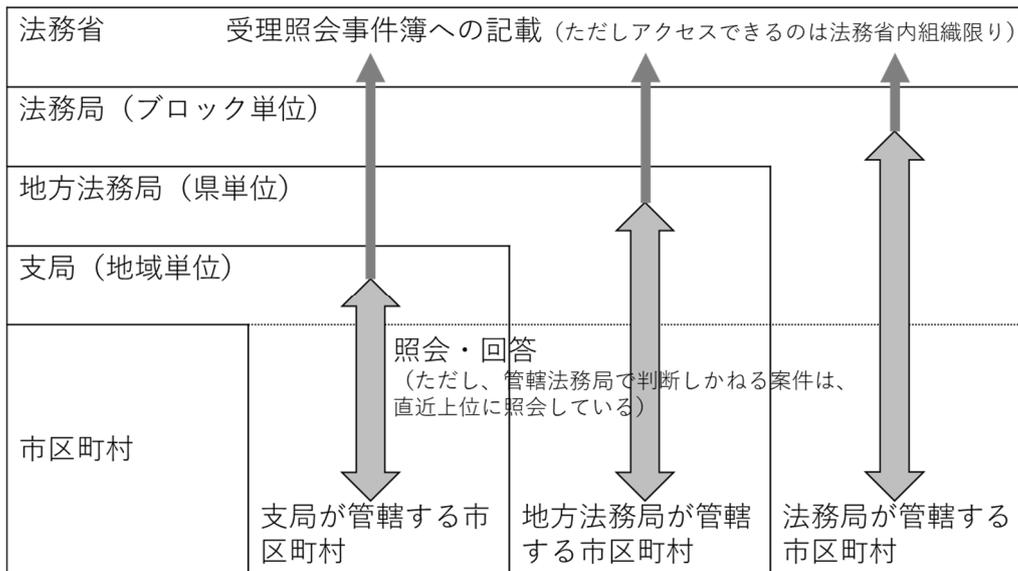
図 8 市区町村が電話又は FAX で管轄法務局に照会した情報



（注） 今回の調査結果に基づき、当省が作成した。

→入手した情報が管轄法務局限りでとどまっている。

図 9 市区町村が管轄法務局に受理照会・処理照会した情報



（注） 今回の調査結果に基づき、当省が作成した。

→管轄法務局で処理が終わった段階で、受理照会事件簿に記載

b-1) 入手した情報が市区町村でとどまっている

今回調査したところ、市区町村が渉外的婚姻届を受理する過程で新たに入手した情報について、市区町村限りでとどまっている事例がみられた。

また、複数の市区町村から駐日外国公館に対し、同一の情報の事実確認を行っている事例もみられた。その原因として、市区町村から法務局への報告義務、仕組みが存在しないことが挙げられる。

〔市区町村で情報がとどまっている・複数の市区町村が駐日外国公館に問い合わせた事例〕

- ・令和2年4月以降、タイ王国大使館では婚姻要件具備証明書の発給を取りやめたが、同月に本情報を入手した市区町村では、10月に管轄法務局にFAX照会するまで、その内容を共有していない。
- ・令和2年4月以降、タイ王国大使館で婚姻要件具備証明書の発給を取りやめたことについて、複数の市区町村が、タイ王国大使館に事実確認を行っていた。

(注) 当省の調査結果による。

b-2) 入手した情報が法務局でとどまっている

今回調査したところ、市区町村が法務局へ照会したことを通じて法務局が把握した新たな情報が、法務局限りでとどまっている事例がみられた。原因として、受理照会及び処理照会については、処理後に受理照会事件簿へ記載することとなっているため、その記載内容については不十分である状況がみられるものの、法務省及び全国の法務局の法務省組織内で共有されるが、法務局が市区町村から入手したそれ以外の情報については、上位機関である法務局及び法務省（縦の関係）並びに他の法務局（横の関係）への情報共有の仕組みが存在しないことが挙げられる。

〔法務局で情報がとどまっている事例〕

- ・タイ王国大使館が婚姻要件具備証明書の発給を取りやめた事例について、一部の法務局では、市区町村からの照会を契機に当該情報を把握した。それを受け、同旨及び婚姻要件具備証明書の代替となる添付書類等を管轄市区町村に周知しているが、法務省への報告や他法務局への周知は行っていない。
- ・トンガについては、参考書籍にて英国大使館がトンガ国籍の方に対して婚姻要件具備証明書を発給する旨が記載されている。しかしながら、市区町村での審査の過程で、同大使館がトンガ人に対する婚姻要件具備証明書の発給を取りやめたこと及び、トンガ王国大使館でも婚姻要件具備証明書を発給していないことが判明し、管轄法務局は市区町村からの受理照会を通じて、当該情報を把握したが、法務省への報告や管内市区町村への周知は行っていない。
- ・ウクライナ大使館発給の婚姻要件具備証明書については、平成19年の法務省からの事務連絡により情報共有が行われている。しかしながら、ウクライナ国籍の方から市区町村に、平成19年の事務連絡の内容と異なる添付書類が提出されたため、市区町村は、管轄地方法務局へ受理照会を行った。同受理照会の審査過程で、管轄地方法務局が管区法務局に、ウクライナの婚姻要件具備証明書について確認をしたところ、管区法務局では数年前の時点で平成19年の事務連絡の内容と異なる書類が発給されるようになったことを把握していたが、本情報は管内の市区町村及び地方法務局に対し周知していない。

(注) 当省の調査結果による。

④ 渉外戸籍事務の処理に関する市区町村からの要望

今回の調査において、渉外戸籍事務の処理に関する要望を聴取したところ、市区町村から多くの要望が寄せられたところであり、その内容については主に以下の三つに集約される。

a) 法制・必要書類が不明なので速やかに対応できるように情報を整理してほしい

- ・国籍別の添付書類等の一覧が法務省から示されておらず、処理方針が分からないこともあるため、審査の参考となる外国法令、必要な添付書類やその様式等を国籍別に整理し、市区町村が検索可能な形でデータベース化し、共有してほしい。
- ・過去に発出した通知、事務連絡を国ごとに整理してホームページ等で共有してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

b) 市区町村が把握した各添付書類の発給状況や、様式変更の状況を書き込むことができるようなデータベース（掲示板のようなもの）を法務省が設けて運用してほしい

- ・市区町村が把握した各添付書類の発給状況や、様式変更の状況を市区町村の担当者が書き込むことにより、把握した情報を共有できるようなデータベース（掲示板のようなもの）を法務省が設けて運用してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

c) 受理照会の回答の検討過程（考え方）を知らせてほしい

- ・受理照会の結果は、管轄法務局から指示書1枚で送付されてくることが多く、今後同様の届出があったとき、再度受理照会をすることを避けるためにも、検討過程も示してほしい。
- ・受理照会等の事例は、戸籍誌に掲載されるまでに時間を要すること、照会した内容の全てが戸籍誌に掲載されないこと等、戸籍誌のみでは最新の情報が得られるとは言い難い。各市区町村から照会された内容について、受理に至った根拠や添付書類を国別に一覧にしてデータベース化し共有してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

(4) まとめと所見

今回の調査の結果、市区町村、法務局及び法務省の間で、渉外戸籍事務の処理に必要な情報の共有などが不十分な実態が判明したことから、これらの課題に対処するため、以下の改善措置が必要である。

① 市区町村、法務局及び法務省が把握した情報等を共有するルール・システムの構築等について

渉外戸籍の届出に関し、外国人が日本の方式で婚姻する場合には、外国人当事者について本国法に基づく婚姻要件を満たしているかを審査する必要があるところ、外国の法制が明らかでなく、市区町村にて必要な要件を確認することができないときは、届出の受理の可否を管轄法務局に照会しており、管轄法務局においても判断することができない場合には、駐日外国公館や法務省に

照会するなどしているところである（市区町村から駐日外国公館に直接問い合わせる事例もみられた。）。

また、涉外戸籍の届出（婚姻届等）や証明書の謄本が市区町村に提出された場合において、市区町村においては提出された外国の証明書（外国人当事者に係る婚姻要件具備証明書等）の真正性（様式、発給機関等）を判断することができないときは、受理の可否を管轄法務局に照会しており、管轄法務局においても判断することができない場合には、駐日外国公館や法務省に照会するなどしているところである（市区町村から駐日外国公館に直接問い合わせる事例もみられた。）。

しかし、過去の同様の事例について、他の市区町村において受理又は処理したものや、市区町村や法務局から駐日外国公館に照会した結果、回答を得られたものがある場合であっても、これらの情報を他の市区町村や法務局に共有するルールやそれを共有するためのシステムが構築されていないことから、市区町村や法務局が同様の照会をそれぞれに行っている事例が散見された。これらの情報を共有するルールや、これらの情報と、相談者や届出人に速やかな対応ができない場合に審査の参考に資する通達、事務連絡等の資料を参照できるシステムが構築されていれば、市区町村の処理がより円滑に行えた可能性がある。

また、同一国の事例であっても、市区町村ごとの事務処理や、法務局ごとの指示が異なる事例、同一の書類であっても、市区町村ごとの事務処理が異なる事例も散見された。

これらの課題については、上記の情報共有や後記【所見②】による措置（涉外戸籍に関するマニュアル等の共有）のほか、市区町村から照会の多い事例に係る全国統一的な処理方針及び処理に長期間を要している事例に係る要因分析の結果を踏まえた処理方針の発出と、市区町村ごとの事務処理や、法務局ごとの指示が異なる事例について法務省から統一的な見解が示されていれば、回避できた可能性がある。

【所見①】

したがって、法務省は、市区町村、法務局及び法務省が駐日外国公館に問い合わせた結果、

- ・婚姻要件に係る外国の法制に関する新たな情報
- ・外国官憲発給の証明書（婚姻要件具備証明書等）の真正性（様式、発給機関等）に関する新たな情報

を入手した際に、全国の市区町村及び法務局とこれらの情報を共有するためのルールを構築すること。

また、市区町村から照会の多い事例に係る全国統一的な処理方針及び処理に長期間を要している事例に係る要因分析の結果を踏まえた処理方針を発出するほか、市区町村の事務処理や法務局の指示が異なる事例について統一的な見解を示すこと。

さらに、市区町村における審査の参考に資するよう、全国の市区町村、法務局及び法務省で速やかに情報共有が可能なシステムを構築し、他の市区町村において届出された類似事例に係る対応状況や駐日外国公館からの回答事項を参照できる環境を整備すること。

なお、そのシステムの構築に当たっては、機能性や効率性などの観点から、実際に使用する市区町村の要望を踏まえたものとする。

② 全国の法務局との連携について

今回調査したところ、法務省から国別の婚姻要件や必要書類一覧が提供されていないことから、相談者や届出人に速やかな対応ができていない事例がみられた一方、法務局が独自に国別の涉外戸籍に関するマニュアルを作成し、管内市区町村へ配布している事例や、市区町村が独自に涉外戸籍に関するマニュアルを作成している事例及び法務局主催の研修資料を業務に活用している事例もみられた。

これらのマニュアル等は、業務の役に立っているとする市区町村がある一方、作成に当たっては、市区町村単位で作成するには負担が大きいとする意見も聴かれた。

また、地方法務局単位（県単位）でマニュアルの作成を市区町村に分担している事例などもあり、法務局が独自に工夫し、実際に困っている現場の状況を改善する取組がみられたが、法務局を横断する形などの連携した取組ではなく、共有される仕組みにはなっていない。

【所見②】

したがって、法務省は、現在一部の市区町村や法務局で作成、活用されている国ごとの婚姻要件や必要な添付書類などを示した涉外戸籍に関するマニュアル等について、全国の法務局との連携を図り、これらを収集し、分類整理した上で、定期的に全国の市区町村に共有すること。

なお、【所見②】については、上記【所見①】における対応が措置されれば、その在り方を見直すことも可能ではないかと考える。

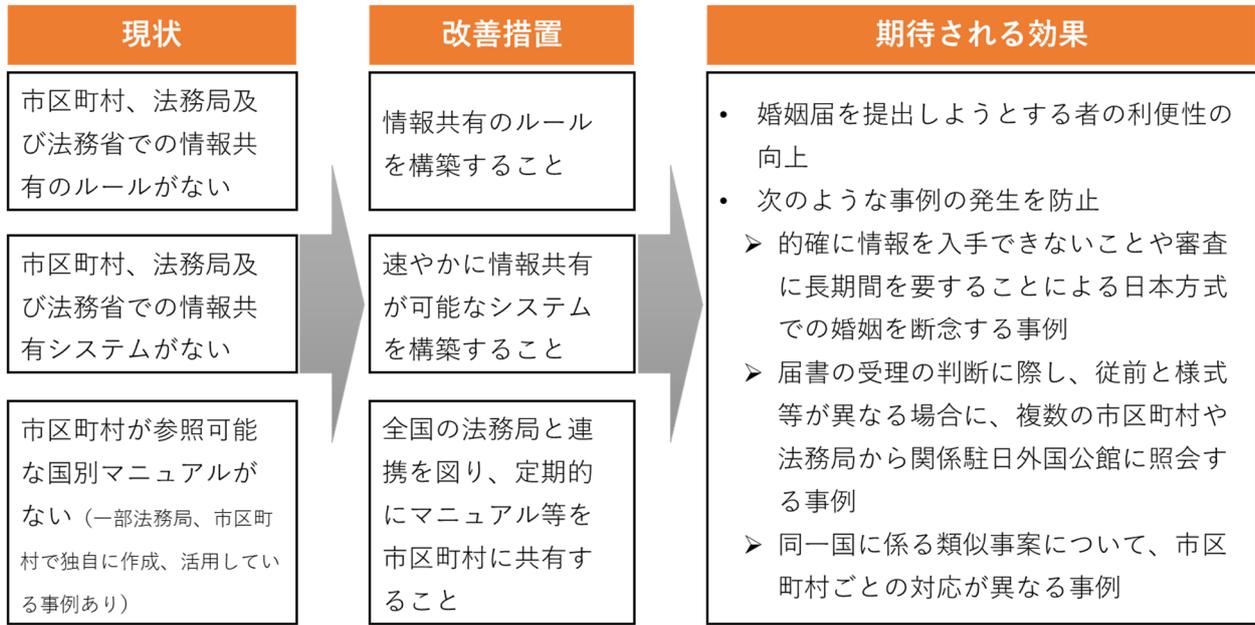
③ 期待される改善効果

以上の改善がなされ、必要な情報が全国の市区町村及び法務局と共有されることとなる措置が採られた場合、次の効果が期待される。

表 4 期待される改善効果

・婚姻届を提出しようとする者の利便性の向上
・次のような事例の発生を防止
➤ 的確に情報を入手できないことや審査に長期間を要することによる日本方式での婚姻を断念する事例
➤ 届書の受理の判断に際し、従前と様式等が異なる場合に、複数の市区町村や法務局から関係駐日外国公館に照会する事例
➤ 同一国に係る類似事案について、市区町村ごとの対応が異なる事例

図 10 渉外戸籍事務処理の現状、今回の改善措置及び期待される効果の関係



(注) 今回の調査結果に基づき、当省が作成した。

(5) その他（研修について）

① 市区町村戸籍事務従事職員研修に関連する取組

今回の調査においては、市区町村戸籍事務従事職員研修についても調査したところである。市区町村戸籍事務従事職員研修について、法務省は、「市区町村戸籍事務従事職員研修要綱」（平成22年10月1日付け法務省民一第2438号法務省民事局長通達。以下「本省要綱」という。）において、渉外戸籍事務を含む戸籍事務の全国統一的な運用を確保しつつ、地域の実情に応じた弾力的な研修の実施が図られるよう、表5のとおり、研修の種類、目的等を定めている。また、法務局・地方法務局は、本省要綱を踏まえ、市区町村戸籍事務従事職員研修実施要領等において、研修の種類、目的等を定めている。

表5 研修の種類、目的等

研修名		目的	実施機関
基本研修	中央研修（管理者研修）	市区町村における戸籍事務主管課長に、その職務の遂行に必要な知識及び管理能力を体得させ、もって戸籍事務処理体制の充実・強化に資することを目的とする。	法務省民事局及び全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会
	管区研修（上級者研修）	市区町村における戸籍事務の指導的職員となり得る者に、必要な専門的知識及び技能を習得させることを目的とする。	法務局※ ※管区法務局で実施することとされるが、地方法務局において実施することも差し支えないとされている。
	地方研修（中級者研修）	市区町村における戸籍事務の中堅職員に必要な法律知識の習得及び技能の向上を目的とする。	法務局若しくは地方法務局又はそれらの支局
	地方研修（初級者研修）	市区町村における初任の戸籍事務従事職員に、日常の業務を適正に処理するために必要な基礎的法律知識及び技能を速やかに習得させることを目的とする。	法務局若しくは地方法務局又はそれらの支局
特別研修	導入研修	市区町村において新たに戸籍事務に従事することとなった職員に、戸籍事務を処理する上で必要な基本的意識をかん養することを目的とする。	法務局若しくは地方法務局又はそれらの支局
	専門研修	市区町村において複雑困難な戸籍事務処理に従事する指導的職員に、必要な高度の専門的知識及び技能を習得させることを目的とする。	法務局若しくは地方法務局又はそれらの支局

(注) 本省要綱に基づき、当省が作成した。

② 渉外戸籍事務に関する研修に係る市区町村からの意見・要望

今回調査の対象とした 48 市区町村から法務省が行う渉外戸籍事務に関する研修について、意見・要望を聴取したところ、国別に婚姻要件や必要な添付資料を整理した資料の共有や、具体的事例の紹介・演習の充実を望む意見などが聴かれた。

表 6 法務省が行う渉外戸籍事務に関する研修に係る市区町村からの意見・要望（主なもの）

分類	意見・要望
国別に婚姻要件や必要な添付資料を整理した資料の共有※	<ul style="list-style-type: none"> ・実務上役立っている研修資料（中国、韓国、フィリピンの3か国について、婚姻要件、婚姻要件具備証明書の有無別に必要な添付書類が整理された資料）について、3か国以外の国籍についても作成・共有してもらいたい。内容については、様式例等のビジュアル資料もあるとより役立つ。 ・届出相談者等への説明や審査に役に立つと思われるため、日本人との婚姻が恒常的にあり、正確性が担保できる国に限られたものだけでも構わないので、国籍別に必要な要件や添付書面等を、前婚の有無や日本在住・本国在住などの条件別にフローチャート等の形式で作成・共有してもらいたい。 <p>※要望のあった多数の市区町村は、研修の場での配布よりも、市区町村がいつでも利用でき、更新も行いやすいと思われるデータベース化等が望ましいとしている。</p>
具体的事例の紹介・演習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍別の実質的要件及び添付書類を学べる演習を充実させてほしい。 ・届出の多い市区町村での実際の事例の紹介等を増やしてほしい。 ・例えば、中国・韓国・ベトナム・フィリピン・ブラジルなど、一般的に人口や婚姻件数が多いと考えられる国の事例が参考になる。
渉外戸籍に特化した研修	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の戸籍事務研修は、連続した4日間での開催など、日程的にも職員派遣が難しい場合が多いが、渉外戸籍事件等の専門分野に特化した1日の研修などがあれば、派遣のハードルが下がると思われる。 ・当市の場合、渉外的婚姻届の件数が少ないので実務経験を積むのは難しい。また、渉外的婚姻に関係する情報も散在しているので、基本的な必要書類が何になるのかも分からないことがあるため、渉外戸籍に特化した研修で学べると有り難い。
e-ラーニング、リモート研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各市区町村における戸籍担当職員については減員されてきており、業務多忙となっていることから、決まった日でなくともいつでも都合に合わせて受講できるe-ラーニングは、特に新人育成に役立つと考える。 ・昨今の新型コロナウイルス感染症の流行等により集合研修の開催が難しい場合があり、実務に必要な知識を得る機会を失ってしまう可能性があるため、e-ラーニング、リモート研修等を実施してほしい。 ・中級者研修については、当市管轄支局ではなく管区法務局で実施されているが、人手不足と旅費捻出困難により、職員の派遣が難しい状況にある。中級

	者研修がリモート開催され、管轄法務支局で受講できるようになれば、移動の負担が減り、職員派遣のハードルが下がると考える。
--	---

(注) 当省の調査結果による。